



2026年7月6日

各 位

会 社 名 株式会社サガミホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 大西 尚真  
(コード番号：9900 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 取締役執行役員管理担当 中島 康文  
TEL. 052-737-6000

## 株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更、 期末配当予想の修正及び株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更、期末配当予想の修正及び株主優待制度の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 株式分割

#### (1) 目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大及び株式の流動性向上を図ることを目的としております。

#### (2) 概要

##### ① 分割の方法

2026年8月30日(日)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

##### ② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済み株式総数	30,301,784株
今回の分割により増加する株式数	30,301,784株
株式分割後の発行済み株式総数	60,603,568株
株式分割後の発行可能株式総数	200,000,000株

##### ③ 日程

基準日の公告日	2026年8月12日
基準日	2026年8月30日
効力発生日	2026年8月31日

※基準日当日は株主名簿管理人の休業日につき実質的には2026年8月28日(金)(予定)となります。

(3) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、当社の定款第 6 条に定める発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容（下線は変更部分）

変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000</u> 株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2026 年 8 月 31 日（月）

3. 期末配当予想の修正

(1) 期末配当予想修正の理由

株式分割に伴い、2026 年 5 月 14 日に公表しました 2027 年 3 月期の期末配当予想額を以下のとおり修正いたします。なお、今回の期末配当予想の修正は、上記株式分割に伴う修正であるため、1 株当たりの予想配当金における実質的な変更はありません。

(2) 修正の内容

	1 株当たりの年間配当金		
	第 2 四半期	期末	年間
2027 年 3 月期の従来予想 (2026 年 5 月 14 日公表)	-	円 銭 12.00	円 銭 12.00
2027 年 3 月期 (予想)	-	6.00	6.00
(株式分割前換算)	-	12.00	12.00

#### 4. 株主優待制度の一部変更について

##### (1) 株主優待制度一部変更の理由

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、株式分割後においても株主優待制度の魅力を維持・向上させ、より多くの投資家の皆様に当社株式を保有していただくとともに、中長期的な株式保有を促進するため、株主優待制度の一部変更を実施いたします。

##### (2) 変更の内容

2026年9月30日以降を基準日とする株主優待については、株式分割後の株式数に基づき、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様を対象として、以下のとおり贈呈基準を変更いたします。

現行		変更後		
所有株式数	優待内容	所有株式数	優待内容	長期保有優遇内容
		100株以上	20%割引券を 年間2枚 (1枚を年2回)	-
100株以上	20%割引券を 年間4枚 (2枚を年2回)	200株以上	20%割引券を 年間4枚 (2枚を年2回)	-
500株以上	20%割引券を 年間10枚 (5枚を年2回)	1,000株以上	1万4千円分 株主優待食事券 (7千円を年2回)	-
1,000株以上	3万円分 株主優待食事券 (1万5千円を年2回)	2,000株以上	3万6千円分 株主優待食事券 (1万8千円を年2回)	注1 4千円分 株主優待食事券 (2千円を年2回)

注1 対象は、毎年3月31日及び9月30日時点の株主名簿に、同一株主番号で7回以上連続して記載または記録され、かつ株式分割後2,000株以上（株式分割前1,000株以上に相当）を保有している株主様といたします。なお、長期保有期間の判定にあたっては、2026年9月30日を初回の判定基準日とし、それ以前の保有実績を通算して判定いたします。

以 上